

条 例 議 案 の 概 要

—令和3年11月臨時会—

目 次

議案第 103 号	盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 104 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第 105 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について・・・・・・・・	6

議案第 103 号

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条及び第2条関係）

区分	現行	改定（3年度）	改定（4年度以降）
6月期	1.675	1.675	1.625
12月期	1.675	1.575	1.625
合計	3.35	3.25	3.25

3 施行期日

(1) 令和3年度の支給割合改定に係る部分 令和3年12月1日

(2) 令和4年度以降の支給割合改定に係る部分 令和4年4月1日

【第1条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p> <p>改正 略</p> <p>令和3年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>第8条及び第9条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和3年条例第 号）</p> <p>この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>第8条及び第9条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

【第2条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p> <p>改正 略</p> <p>令和3年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>第8条及び第9条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和3年条例第 号）</p> <p>この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>第8条及び第9条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

議案第 104 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条及び第2条関係）

区分	現行	改定（3年度）	改定（4年度以降）
6月期	1.675	1.675	1.625
12月期	1.675	1.575	1.625
合計	3.35	3.25	3.25

3 施行期日

(1) 令和3年度の支給割合改定に係る部分 令和3年12月1日

(2) 令和4年度以降の支給割合改定に係る部分 令和4年4月1日

【第1条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和3年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の115」とあるのは、「100分の157.5」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則 (令和3年条例第 号)</p> <p>この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>

【第2条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和3年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則 (令和3年条例第 号)</p> <p>この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の115」とあるのは、「100分の157.5」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>

議案第 105 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに県の状況等を勘案し、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条及び第2条関係）

ア 再任用職員以外

区分	現行	改定（3年度）	改定（4年度以降）
6月期	1.30	1.30	1.225
12月期	1.30	1.15	1.225
合計	2.60	2.45	2.45

イ 再任用職員

区分	現行	改定（3年度）	改定（4年度以降）
6月期	0.725	0.725	0.675
12月期	0.725	0.625	0.675
合計	1.45	1.35	1.35

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第3条及び第4条関係）

区分	現行	改定（3年度）	改定（4年度以降）
6月期	1.675	1.675	1.625
12月期	1.675	1.575	1.625
合計	3.35	3.25	3.25

(3) 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第5条関係）

区分	現行	改定（4年度以降）
6月期	1.30	1.225
12月期	1.30	1.225
合計	2.60	2.45

3 施行期日

- (1) 令和3年度の支給割合改定に係る部分 令和3年12月1日
- (2) 令和4年度以降の支給割合改定に係る部分 令和4年4月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>改正 略 令和3年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の115を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の115」とあるのは、「100分の62.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2から第37条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1から別表第3まで 略 参考 略</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略 参考 略</p>

【第2条】盛岡市職員給与支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>改正 略 令和3年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2から第37条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1から別表第3まで 略 参考 略</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の3まで 略</p> <p>第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の115を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の115」とあるのは、「100分の62.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第33条の4の2から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略 参考 略</p>

【第3条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和3年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条,第9条及び第16条に限る。),第2章の2,第3章,第3章の3,第6章,第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。),第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については,特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条,第25条の2第2項,第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については,次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td> <td>職員が</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td> <td>100分の115</td> <td>100分の157.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条及び第10条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和3年条例第 号)</p> <p>この条例は,令和3年12月1日から施行する。ただし,第2条,第4条及び第5条の規定は,令和4年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の115	100分の157.5	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条,第9条及び第16条に限る。),第2章の2,第3章,第3章の3,第6章,第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。),第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については,特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条,第25条の2第2項,第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については,次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td> <td>職員が</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td> <td>100分の130</td> <td>100分の167.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条及び第10条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の130	100分の167.5
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の115	100分の157.5																													
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の130	100分の167.5																													

【第4条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和3年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条,第9条及び第16条に限る。),第2章の2,第3章,第3章の3,第6章,第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。),第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については,特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条,第25条の2第2項,第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については,次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td> <td>職員が</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td> <td>100分の122.5</td> <td>100分の162.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条及び第10条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和3年条例第 号)</p> <p>この条例は,令和3年12月1日から施行する。ただし,第2条,第4条及び第5条の規定は,令和4年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の122.5	100分の162.5	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条,第9条及び第16条に限る。),第2章の2,第3章,第3章の3,第6章,第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。),第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については,特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条,第25条の2第2項,第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については,次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td> <td>職員が</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td> <td>100分の115</td> <td>100分の157.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条及び第10条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の115	100分の157.5
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の122.5	100分の162.5																													
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の115	100分の157.5																													

【第5条】盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 令和3年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第20条から第28条まで 略 附 則 略 附 則 (令和3年条例第 号) この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号</p> <p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第20条から第28条まで 略 附 則 略</p>